

改正 平成20年3月14日要項

(趣旨)

第1条 合宿研修所(以下「研修所」という。)の使用については、別に定めのあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(目的)

第2条 研修所は、国立大学法人山口大学課外活動専用施設管理運営規則(昭和43年規則第45号)第2条の目的を達成するために、学生相互が共同して有効適切に使用されなければならない。

(規律等の保持)

第3条 研修所を使用する者は、常に善良な管理者の気持で所内の清潔、整頓、美化及び規律の保持に努め、かつ、協力しなければならない。

(使用範囲)

第4条 研修所は、次の用途に使用するものとする。

- (1) 山口大学(以下「本学」という。)の体育会又は文化会に所属するサークルの行う合宿
- (2) 国立大学法人山口大学の企画する合宿
- (3) その他教育学生担当副学長(以下「副学長」という。)が必要と認めた場合

(使用の手続)

第5条 研修所を使用しようとするときは、使用の14日前までに別に定める使用願を副学長に提出し、使用日の5日前までに許可書を受け取るものとする。

(使用期間)

第6条 研修所の使用は原則として年末年始(12月29日から1月3日の間)を除く日とする。

- 2 前項の使用期間は7日以内とし、特別に事情がある場合は10日を限度として認めることがある。
- 3 研修所の使用は、すべて最終日の15時までとする。

(遵守事項)

第7条 研修所を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外のことに使用し、又は転貸しないこと。
- (2) 掲示その他これに類するものは、所定の場所以外に行わないこと。
- (3) 火気の取扱いに注意し、既設の電気設備、電気器具以外のものを使用しないこと。
- (4) 所内の施設設備を改廃し、又は備品の持ち出しをしないこと。
- (5) 所内で飲酒放吟しないこと。
- (6) 使用後は所内外を清掃し、係員の点検を受けること。

(損害弁償)

第8条 研修所を使用する者が、この要項に違反した場合は、その許可を取り消す。

- 2 所内の設備又は備品を破損又は亡失したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、特別の事情があると認めたときは、その額を減免することがある。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、研修所の使用に関し必要な事項については、副学長が定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。